

○防衛省告示第二百三十八号

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第五十五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十三年九月二十六日

防衛大臣 一川 保夫

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域 （東京都新島村地先）	次の各点を順次に結ぶ線により囲まれる区域内の海面 (1) 北緯三四度二〇分二四秒 東経一三九度一六分五五秒 (2) 北緯三四度一四分三二秒 東経一三九度一八分三七秒 (3) 北緯三四度〇七分三〇秒	平成二十三年十月三日から同月二十七日までの間、毎日午前七時から午後五時三十分まで	全ての漁船の操業の禁止

東經一三九度二一分四四秒

(4) 北緯三四度〇六分四八秒

東經一三九度一三分二九秒

(5) 北緯三四度一四分一二秒

東經一三九度一四分四九秒

(6) 北緯三四度二〇分一八秒

東經一三九度一五分一三秒